



令和 8 年度

## “赤い羽根” 夏休み子ども食堂支援セット助成事業実施要領

“赤い羽根” 静岡県共同募金会

“赤い羽根” 静岡県共同募金会は、一般社団法人静岡缶詰協会加盟各社から赤い羽根共同募金に寄付があった食品を、学校給食のない夏休みに、子ども食堂を通じて助成を行い、子どもたちの食生活を支援する。

### 1 事業の位置づけ

食品の受入及び助成については、「共同募金への物品による寄付の取り扱いについて」に基づき行う。

なお、食品の運搬費用及び倉庫費用の寄付も共同募金として受け入れ、助成に含める。

### 2 寄付の受入

- (1) 寄付者 一般社団法人静岡缶詰協会加盟各社及び協力団体
- (2) 寄付内容 缶詰等を中心とした食品及びその運搬と倉庫費用

### 3 協力者

市町社会福祉協議会（子ども食堂への配付作業）

### 4 助成

#### (1) 対象団体

県内で食事（食品）を提供している子ども食堂（社会福祉法人、特定非営利活動法人、公益財団法人、公益社団法人、社会福祉を目的とした非営利団体が運営するもの）

#### (2) 対象外団体

以下の団体が運営する子ども食堂

- ・営利団体（株式会社、有限会社、合資会社、合名会社、合同会社）
- ・行政機関（一部事務組合等を含む）
- ・医療法人、学校法人、宗教法人
- ・一般社団法人、一般財団法人
- ・政治団体
- ・労働者団体
- ・非営利団体であっても営利団体との関係性が高いと判断したもの
- ・活動に継続性がみられないと判断したもの
- ・反社会的勢力と判断したもの
- ・その他、静岡県共同募金会が不相当と判断したもの

#### (3) 助成内容

缶詰等を中心とした食品

#### (4) 活用方法

子どもに提供または配付することを目的として、夏休みの期間（7月31日（金）～8月31日（月））に、次の方法で活用すること

- ① 子ども食堂で提供する料理や弁当に食品を使用する
- ② 子ども食堂を利用する子どもがいる世帯に食品を配付する

#### (5) 募集と応募方法

##### ① 募集方法

市町社会福祉協議会を通じて周知する。

② 応募方法

こども食堂は、インターネットで静岡県共同募金会「応募フォーム」から応募すること。  
<https://tayori.com/form/b98b190ce7d8dca4b85dfcb72afb32e7561ee6dc/>

③ 募集期間

令和8年7月1日～令和8年7月5日

(応募フォーム)



(注)応募多数の場合、抽選となること。

期間中であっても締切ることがあること。

メールによる連絡が取れない場合、対象外となること。

(6) 助成決定

静岡県共同募金会からこども食堂にメールにより助成決定を通知する。(7月下旬予定)

(7) 受領方法

助成決定を受けたこども食堂は、指定日に指定場所(市町社会福祉協議会他)で受領書を提出のうえ、受領すること。(7月末予定)

(8) 受領後の手続き

礼状及び写真のデータを、静岡県共同募金会へメールで提出すること。

[提出先] [kyoubo@shizuoka-akaihane.or.jp](mailto:kyoubo@shizuoka-akaihane.or.jp)

[形式] ① 礼状: word データ(A4 縦)で、宛名は「静岡缶詰協会加盟会社及び協力団体のみなさま」として、こどもからの声を含めること。

② 写真: JPEG データ(複数枚)で提出すること。(公開できる写真であること。受領食品のみの写真は不可。)

[期限] 令和8年9月11日(金)

(9) 注意事項

- ・(8)の手続きを必ず行うことを助成の必須条件とする。
- ・(8)の手続きを行わない場合は、助成物品相当額を返還するものとする。(本会がやむを得ない事情によるものと認めた場合を除く。)

5 情報公開

こども食堂からの応募内容及び礼状(写真を含む)は、静岡県共同募金会及び寄付者、協力者で共有し、ホームページ等で公開することがある。

附則 この実施要領は、令和8年6月22日から施行する。